

7 障がいのある子どもへの支援



各種障害者手帳

●身体障害者手帳

内 容 身体障がい児・者が各種サービスを利用するために必要な手帳です。障がいの程度により1級から6級までの区分があります。

利用・手続 〇必要なもの 申請書、診断書・意見書（指定医師が作成したもの）、本人の顔写真1枚（横3cm×縦4cm）

申請・問合せ先 健康福祉課 Tel0857-73-1333

●療育手帳

内 容 知的障がい児・者が各種サービスを利用するために必要な手帳です。障がいの程度によりA最重度、A重度、B中度、B軽度の区分があります。事前に県児童相談所での面接・判定が必要です。

利用・手続 〇必要なもの 申請書、本人の顔写真1枚（横3cm×縦4cm）

申請・問合せ先 健康福祉課 Tel0857-73-1333

●精神障害者保健福祉手帳

内 容 精神疾患（てんかん、発達障がいを含む）のため、長期にわたり日常生活や社会生活への制約がある方が各種サービスを利用するために必要な手帳です。障がいの程度により1級から3級までの区分があります。

利用・手続 〇必要なもの 申請書、診断書、本人の顔写真1枚（横3cm×縦4cm）

申請・問合せ先 健康福祉課 Tel0857-73-1333

手当・助成

●障害児福祉手当

内 容 精神又は身体に重い障がいがある20歳未満の児童に支給されます。（所得制限があります）
支給月額：児童一人あたり16,100円

対 象 日常生活に常時介護を必要とする身体障害者手帳1級から2級程度・療育手帳A程度の児童（施設入所児童や障害年金受給児童は対象外）

利用・手続 〇必要なもの 申請書、診断書（専門医によるもの）、所得状況届（所得証明書）

申請・問合せ先 福祉事務所 Tel0857-73-1339

●特別児童扶養手当

内 容 精神又は身体に重い障がいがある20歳未満の児童の養育者に支給されます。（所得制限があります）障がいの程度により1級～2級までの区分があります。

支給月額（児童一人あたり）…重度障がい児（1級）56,800円
中度障がい児（2級）37,830円

対 象 施設などに入所していない児童で、身体障害者手帳 1 級～3 級程度、療育手帳 A、B 程度の手帳が交付されている又は精神障がいのある児童

利用・手続 〇必要なもの 申請書、診断書、請求者と対象児の戸籍、世帯全員の住民票

申請・問合せ先 健康福祉課 TEL0857-73-1333

●特別医療費助成（障がい者）

内 容 保険診療で自己負担分に相当する額の一部を助成します。（世帯などの所得に応じて月額上限あり）

対 象

- ・身体障害者手帳 1・2 級をお持ちの方
- ・療育手帳 A をお持ちの方
- ・精神障害者保健福祉手帳 1 級をお持ちの方

申請・問合せ先 住民生活課 TEL0857-73-1415

●心身障がい者医療費助成

内 容 保険診療で自己負担分に相当する額の一部を助成します。

対 象 以下の方で、本人及び扶養義務者が所得税非課税の方

- ・身体障害者手帳 3・4 級をお持ちの方
- ・療育手帳 B をお持ちの方
- ・精神障害者保健福祉手帳 2・3 級をお持ちの方

申請・問合せ先 住民生活課 TEL0857-73-1415

●育成医療の給付

内 容 保険診療で自己負担分に相当する額の一部を助成します。（所得・年齢制限があります）
※医療費の 1 割が自己負担（月額上限額あり）

対 象 18 歳未満で身体に障がいがある児童又はそのまま放置すると、将来障がいを残すと認められる疾患がある児童。

利用・手続 〇必要なもの 申請書、意見書、保険証、同意書

申請・問合せ先 健康福祉課 TEL0857-73-1333

日常生活用具・補装具

●補装具の給付

内 容 身体障害者手帳をお持ちの方で障がいを補うための義肢、車いす、補聴器等の購入・修理にかかる費用が助成されます。原則、費用の 1 割が自己負担となります。ただし、世帯の所得に応じた月額負担上限額があります。

申請・問合せ先 健康福祉課 TEL0857-73-1333

●日常生活用具の給付

- 内 容** 在宅の障がい児・者の日常生活の便宜を図るため、障がいの種類や程度に応じて用具を給付または貸与します。世帯の課税状況に応じて一部自己負担が必要です。
- 利用・手続** 〇必要なもの 障害者手帳、用具の見積書やカタログ
- 申請・問合せ先** 健康福祉課 TEL0857-73-1333

預ける・通う

●障がい児保育

- 内 容** 集団保育が可能な程度の障がいのあるお子さまを各町立保育所で受け入れています。入所申込時にご相談ください。
- 申請・問合せ先** 子ども未来課 TEL0857-73-1424



●障害者総合支援事業

- 内 容** 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスのうち、居宅介護、同行援護、行動援護、短期入所のサービスが利用できます。
- 対 象** 各種障害者手帳をお持ちの方、医師の診断書等によりサービスの利用が適当と認められる方
- ※利用にあたっては、障がいの程度、勘案すべき事項について調査を行います。
- 利用・手続** 原則、利用したサービス費用の1割が自己負担となります。ただし、世帯の所得に応じた負担上限額が設定され、負担の軽減が図られています。
- 申請・問合せ先** 健康福祉課 TEL0857-73-1333

●障害児通所給付事業

- 内 容** 児童福祉法に基づく障がい児を対象とした児童通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービスなど）、児童相談支援のサービスが利用できます。
- 対 象** 各種障害者手帳をお持ちの方、医師の診断書等によりサービスの利用が適当と認められる方
- ※利用にあたっては、障がいの程度、勘案すべき事項について調査を行います。
- 利用・手続** 原則、利用したサービス費用の1割が自己負担となります。ただし、世帯の所得に応じた負担上限額が設定され、負担の軽減が図られています。
- 申請・問合せ先** 健康福祉課 TEL0857-73-1333

●障がい児施設

- 内 容** 障がいのある原則18歳未満の子どもが入所して治療・生活訓練などを受けることができる施設です。
- 申請・問合せ先** 健康福祉課 TEL0857-73-1333 又は
鳥取県福祉相談センター TEL0857-23-6080

教 育

●特別支援学級

内 容 障がいの種別ごとの少人数学級で、障がいのある子ども一人ひとりに応じた教育を行います。

問合せ先 教育委員会事務局 TEL0857-73-1301

●特別支援学校

内 容 身体障がい、知的障がい等のある子どもに専門的な教育を行います。

問合せ先 教育委員会事務局 TEL0857-73-1301

税金に関すること

●税の控除・自動車税等の減免

内 容 心身に障がいのある方や、その家族の方は、状況によって所得税や町県民税の所得控除が受けられます。また、申請によって自動車税、又は軽自動車税の減免が受けられる場合があります。

申請・問合せ先 ・所得税について

鳥取税務署 TEL0857-22-2141

・自動車税について

東部県税事務所 TEL0857-20-3512

・町県民税・軽自動車税について

税務課 TEL0857-73-1413



こじろー

障がいのある子どもへの支援についての相談はP36へ